

遺留分ってなんでしょう？

このページの見方

中央にある赤色 が今回のテーマです。

青色 はテーマの関連用語。黄色は関連する手続きについての説明です。
どの項目から読んでも大丈夫ですが、おすすめの読み方が二つ。

●青↓黄↓赤（用語から順を追って、今回のテーマについて理解できます。）

●赤↓青・黄（初めにテーマを読んで、次に気になった言葉へ進みましょう。

テーマと関連する情報を交互に読むことで、理解が深まります。）



財産

財産には、金銭、物（建物、貴金属等）だけでなく、土地、借金返済の義務等も含まれる。そのため、財産は利益になるものとは限らない。相続により負債を抱える場合もあり、そのような事態を回避するため、相続放棄という法的手続きもある。

！調べてみよう！「相続放棄」

相続、相続人、被相続人

- 相続：亡くなった人の財産を特定の人を受け継ぐこと
- 相続人：財産を相続する人（財産を受け取る側）
- 被相続人：亡くなった人（財産を渡す側）

法定相続分

法律で定められた相続の割合のこと。
被相続人との続柄により割合が決められている。

法定相続人

法律で定められた相続人のこと。
本人の意思に関係なく、相続放棄しない限り、相続人となる。

法定相続人、法定相続分は[次のページ](#)をチェック

今回のテーマ 遺留分

被相続人の配偶者、子、親（＝遺留分権利者）が取得できると法律で定められている、**最低限の遺産の取り分**のこと。あなたが遺留分権利者に該当する場合、贈与や遺贈によりあなたに財産が渡されなくとも、あなたには遺留分を受け取る権利があります。

※ただし、財産放棄している人は、遺留分権利者には該当しません。

遺留分の割合は法律で定められており、贈与や遺言によって遺留分が侵害された（＝遺留分を受け取っていない、または遺留分を下回った財産しか受け取っていない）場合は、「**遺留分侵害請求**」を申し立てることができます。ただし、この権利には**時効**があります。

申し立てる場合は、その意思を相手方へ伝える必要があります。確実に伝えるためには**内容証明**が最適です。個人間の話合いで解決しない時は、家庭裁判所の**調停**という法的手続きを利用して解決を試みることになります。

ご自身で調停を申し立てることもできますが、弁護士に相談するのが一般的です。

➡ 遺留分権利者やその割合は、[次のページ](#)をチェック

時効

法律に関する権利は**一定の期限内に行使**する必要がある。
その期限を**時効**と言い、時効をむかえると請求権は消滅し、権利を行使できなくなる。

- **遺留分侵害請求の時効**：
①相続が開始したこと（＝被相続人が亡くなったこと）を知ったときから **1年**
②遺留分の侵害があったことを知ったときから **1年**
→ この1年の間であれば、請求権を行使できる。

また、被相続人が亡くなったことや遺留分が侵害されたことを知らなかった場合は下記のように請求権が消滅する。

- **遺留分侵害請求の除斥期間**：被相続人が亡くなってから **10年**
→ この10年が経過すると請求権は消滅する。

時効と除斥期間では下記の違いもあります。

- 時効：何らかの事情により、中断や例外が認められる場合がある
- 除斥期間：絶対的なもので、消滅した請求権は行使できない

贈与

財産を渡す人と受け継ぐ人、**双方の意思に基づいて**、財産を無償で譲渡すること。Aさんが一方的に自分の財産をBさんへ渡すと言っても、Bさんがそれに同意しなければ贈与は成立しない。口頭でも文書でも成立する。

！調べてみよう！「生前贈与」「相続と税」

遺贈

被相続人が作成した遺言書に基づいて、被相続人の財産を特定の人に渡すこと。法定相続人以外（友人知人や団体等）へ渡すことも可能。
贈与と異なり、財産を受け継ぐ側の意思は必要がない。
口頭でも文書でも成立する。

調停とは？

裁判官と**調停委員**（2名以上）がトラブルの当事者を仲立ちし、当事者双方から話を聞いて解決を目指す裁判所の手続。遺留分侵害請求は**家庭裁判所**で扱われる。

裁判と異なり、勝ち負けがない。費用が抑えられ、比較的短期間で終了する。非公開のため傍聴されることもない。調停委員は、弁護士、公認会計士等の専門家、会社・団体の役員等の有識者が務める。

話合いがまとまることを「調停成立」、まとまらないことを「調停不成立」と言う。調停を続ける必要がないと判断した場合は、取り下げも可能。

調停が成立すると、裁判の判決と同等の効力をもつ**調停調書**が作成される。調停で取り決められた合意内容が守られない場合、調書に基づき強制執行もできる。

調整不成立の場合は、裁判へ移行する場合もある。

内容証明とは？

郵便局で文書の謄本（原本を完全に写しとったもの）を保管し、いつ、誰に、どのような内容で文書を送り、それがいつ受け取られたのかを証明する郵便サービス。通常、配達証明をセットで付ける。内容証明＋配達証明は、裁判等で**証拠**となる。

一行の文字数、2枚以上にわたる場合の契印など様々な決まりがあり、内容証明郵便を取り扱う郵便局も決まっている。

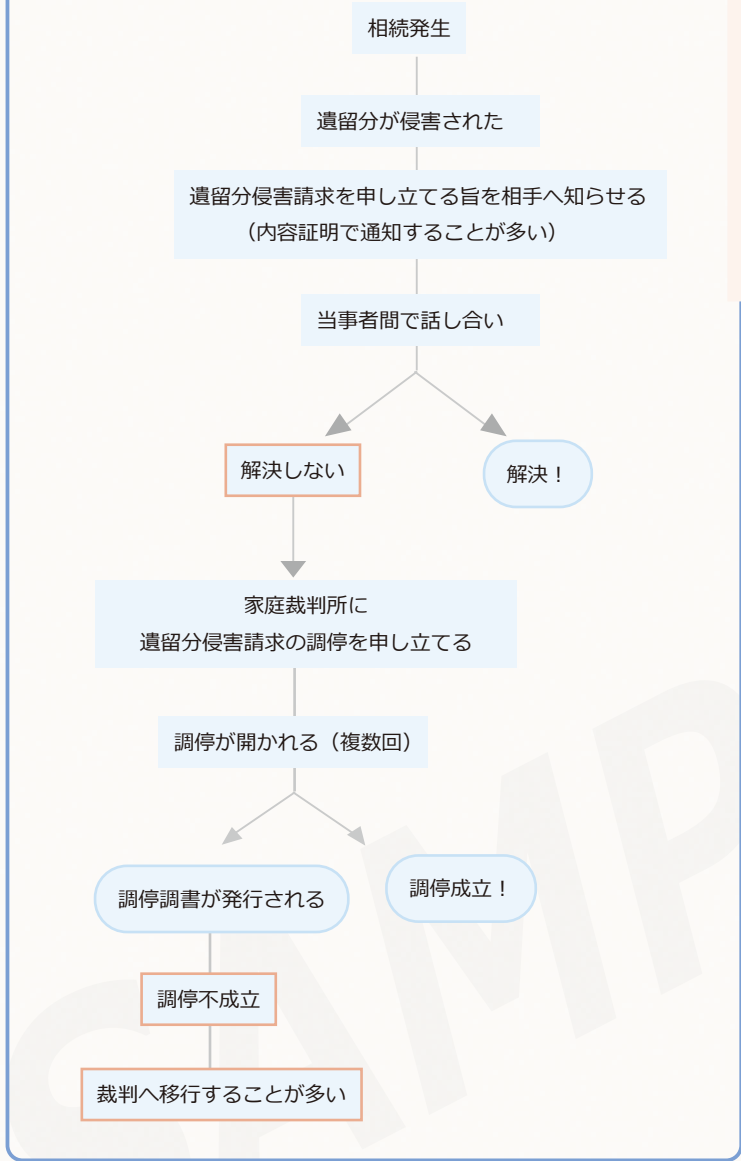
●豆知識● 謄本と聞くと戸籍謄本と戸籍抄本が思い浮かびます。戸籍謄本は戸籍にあるすべての情報が記載されたもの。つまり戸籍の**完全なコピー**。それに対し抄本は、自分の情報という**一部分だけ**を写しとったもの。自分だけの戸籍が必要なとき戸籍抄本をとるのはこのためです。



遺留分の場合、金銭支払請求の時効も関係します。

時効や除斥は複雑などで、お困りの際は弁護士へご相談ください。

一般的な手続きの流れ



相続に直面するのは往々にして突然です。準備万端と待ち構えている人はそういないでしょう。そのうえ相続は時に厄介で複雑なもの。ただでさえ落ち着かない時に難しい言葉をきいてもさっぱりわからない……。今回取り上げるのは「遺留分」。このコーナーを読めば、相続がちょっとだけ身近になります。



遺留分権利者

- 配偶者
- 子（子が亡くなっている場合は孫）
- 父母（父母が亡くなっている場合は祖父母）

※兄弟姉妹には遺留分は認められていません。

遺留分

- 配偶者のみ： $\frac{1}{2}$
- 子のみ： $\frac{1}{2}$
- 配偶者と子：それぞれ $\frac{1}{4}$
- 配偶者と父母（祖父母）：配偶者 $\frac{1}{3}$ 、（祖）父母 $\frac{1}{6}$
- 配偶者と兄弟姉妹：配偶者 $\frac{1}{2}$ 、兄弟姉妹 なし
- （祖）父母のみ： $\frac{1}{3}$

例 遺産 1000 万円のケース

- 配偶者のみ：500 万円
- 子 1 人のみ：500 万円
- 配偶者がなく、子 2 人：それぞれ 250 万円
- 配偶者と子 2 人：配偶者 250 万円、子はそれぞれ 125 万円
- 配偶者と母のみ：配偶者は約 167 万円、母は約 83 万円
- （祖）父または（祖）母のみ：約 167 万円

※実際に遺留分の計算は、基礎財産（＝相続開始時の財産＋贈与財産－債務）に遺留分を乗じます。そのため、複雑な計算になることもしばしばです。

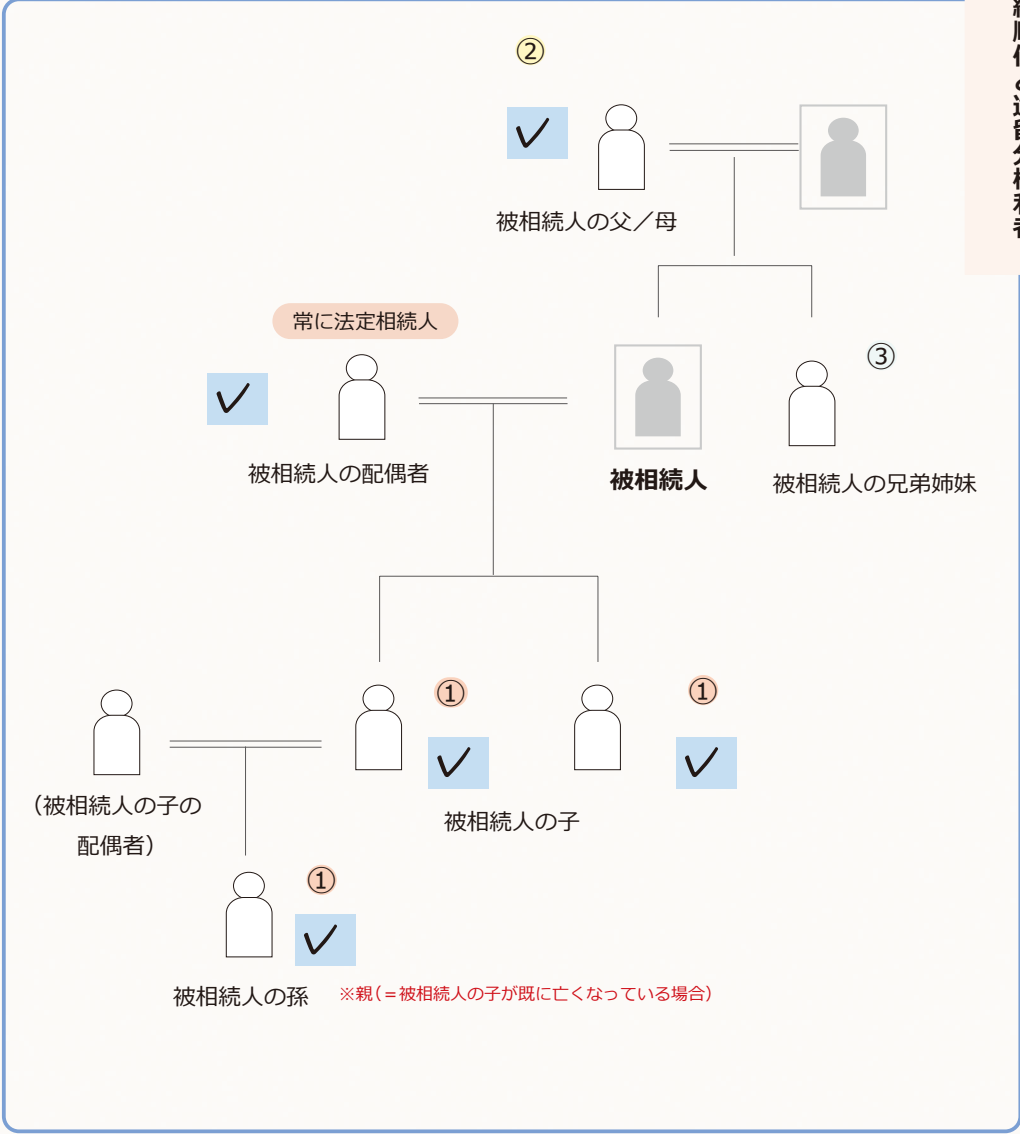
法定相続分

- 配偶者のみ：すべて
- 子のみ：すべて（子の数で按分）
- 配偶者と子：それぞれ $\frac{1}{2}$
- 配偶者と父母（祖父母）：配偶者 $\frac{2}{3}$ 、（祖）父母 $\frac{1}{3}$
- 配偶者と兄弟姉妹：配偶者 $\frac{3}{4}$ 、兄弟姉妹 $\frac{1}{4}$

例 遺産 1000 万円のケース

- 配偶者のみ：1000 万円
- 子 1 人のみ：1000 万円
- 子 2 人：それぞれ 500 万円
- 配偶者と子 2 人：配偶者は 500 万円、子はそれぞれ 250 万円
- 配偶者と母のみ：配偶者は約 670 万円、母は約 330 万円
- 配偶者と兄姉 1 人ずつ：配偶者は 750 万円、兄姉はそれぞれ 125 万円

※数字は法定相続の順序、☒ は遺留分権利者であることを表しています。



遺留分でお困りの方へ

「父が残した遺言で兄に全財産が渡ってしまった。私は遠方に住んでおり、看病は兄に頼っていたとはいえ、納得できない。遺留分を請求した方がよいだろうか？」

そんな時は、ぜひ弁護士にご相談ください。

調停の申し立てはご自身で行うことも可能ですが、内容証明を送るだけでもなかなか大変です。電話や普通の手紙で意思を伝えても構いませんが、「伝えた」「いや、聞いていない」とトラブルを助長させることも少なくありません。また、時効という厄介な問題もあります。

スムーズに請求権を行使し、納得できる結果へと導くため、まずは一度、弁護士へご相談いただくことをおすすめします。調停を申し立てずとも、専門家による客観的なアドバイスがあるだけで状況が改善する場合もあります。

実際に家庭裁判所へ遺留分侵害請求を申し立てる場合は、戸籍や遺産に関する各種証明書等の提出が求められます。何が必要か、どう取得すればよいか、経験豊富な弁護士が懇切丁寧にアドバイスいたします。

法定相続人

◆配偶者は常に相続人となります。

◆その他の人は被相続人との続柄により下記の順序で相続人となります。

相続順位

第 1 順位：被相続人の子（または孫）

第 2 順位：被相続人の父母（または祖父母）

第 3 順位：被相続人の兄弟姉妹

ただし・・・

① 被相続人に子供がいなかったり、被相続人の子が既に他界していたり、孫もないなど、第 1 順位の人がいない場合に限り、第 2 順位の人相続人となります。

② 第 2 順位の父母も祖父母もない場合に限り、第 3 順位の人相続人となります。

③ 兄弟姉妹も他界している場合、その兄弟姉妹の子供が相続人となります。

つまり、法定相続人が、

- ・配偶者と第 1 順位
- ・配偶者と第 2 順位
- ・配偶者と第 3 順位
- ・配偶者のみ
- ・各順位の人のみ

ということはありませんが、配偶者と第 2 順位と第 3 順位の人々（例：配偶者と父、兄の 3 名）で遺産を分け合う事態になることはありません。